

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 351
2022.5.25

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・会計年度任用職員部
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

高齢者も安心して働ける職場作りをめざして運動を進めよう

ゴールデンウィーク最終日の5月8日（日）、東京教組会議室にて、2022年度再任用・会計年度任用職員部の総会が開かれました。

総会は、東京教組永由副委員長の来賓挨拶から始まり、2021年度経過報告・決算報告、新役員選出（昨年度から留任 部長：鈴木達哉〈板橋〉 副部長：片桐育美〈荒川〉）と続き、2022年度活動計画案・予算案の提案と承認で、議事は終了しました。質疑では、

2022年度予算で、現在月1回行っている常任会の開催は難しいのではないのかという意見や、非常勤教員や時間講師の勤務内容・勤務条件について、もう一度確認する必要があるのではという意見が出され、今後の検討課題となりました。

会の最後には、参加者の現況や職場の状況についての意見交流が行われ、2022年度の総会は終了しました。



本部執行委員会より 先輩組合員の姿勢を受け継いで・・・

東京教組執行副委員長 永由 真紀子（西多摩）

本日は総会の開催おめでとうございます。また、お招きありがとうございました。日頃より、本部及び支部の活動を支えてくださっていることに深く感謝申し上げます。

さて、先日、青梅市の特別支援教室で管理職による重大なパワハラ事案が起こっていることを知りました。パワハラどころか、教育課程を無視しており、処罰対象となる案件です。同じ職場で働く仲間の仕事に敬意を払わない管理職が多いことに愕然としました。このような管理職は再任用校長に多く、校長会でも強い発言権をもち、まともな校長の発言を封じがちなようです。一方で、このような管理職と同世代である組合の先輩方は、若手教職員を尊重し、育て、楽しく働けるように相談に乗ったり学習会に誘ったりしています。この真逆の物の考え方・対応の仕方はどこから来るのだろうかと思った出来事でした。私たちは先輩方の姿勢をしっかり受け継いでいきたいと思っています。

今年は選挙イヤーです。まずは7月の参議院選挙で、日教組組織内候補 古賀 ちかげさんの応援をよろしくお祈いします。その前の6月には、立川市議選に東京教組組織内候補 原 ゆきさんが立候補します。当選に向けて、最大限の応援をしていきたいと思ひます。再任用・会計年度職員部の皆様、ぜひ応援をお願いいたします。

部長あいさつ **教員免許更新制度廃止に思う**

再任用・会計年度職員部 部長 鈴木 達哉 (板橋区)

昨年度から、スクールサポートスタッフ（SSS）として学校に勤務し、2年目になります。SSSは区の会計年度任用職員ですが、配置は文科省の予算（「教員業務支援員」）によります。仕事は、教職員の仕事の代行や補助で多岐にわたります。直接子どもの指導に当たることはありませんので気楽ですが、時給が安いのが難点です。1日6時間勤務で、終業の3時ぴったりに退勤しています。

教員生活を終えてから勤めているこの職ですが、現在関心をもっていることは、7月1日から教員免許更新制度がなくなることです。私は、10年前に55歳で講習を受け、10年期限の免許更新をしましたが、65歳では受けませんでした。よって、今年3月31日をもって教員免許を失効しました。あと数か月法案成立が早ければ、免許は失効されなかったかもしれません。同じ年齢で、免許更新をした方たちは、4,5,6月の3カ月のために、有料の更新講習を受け、有料の更新手続きをしたこととなります。一つ年下の方たちは、更新講習を受ける必要がなくなりました。講座を用意しなければならない大学も、対応が大変だったでしょう。

第1次安倍内閣の思い付きによって作られた免許更新制度が、教育現場にどれだけ悪影響を与えたことでしょうか。更新制度に賛同しなかったベテラン教員は定年前に教壇を去り、教員を目指す学生にとっても、10年の期限付きとなった教員免許は、価値が下がったことでしょう。今回、教員免許更新制度は廃止されますが、新しい研修記録作成義務が2023年度から始まります。文科省はどこまで教員を縛りたがるのでしょうか。そんなことよりも、全国で起こっている教員不足を解消する具体策を講じることが先決ではないでしょうか。

副部長より **「アオギリの苗木」に葉がついて**

副部長 片桐 育美 (荒川区)

再雇用期間が終了し、4月から非常勤教員として働いています。再雇用期間も含め、10年間も同じ職場に勤務していたためか、なかなか職場の雰囲気になじめずにいたところ、突然激しい頭痛に見舞われました。病院に行き徹底的に検査してもらいましたが異常なし。結局精神的なものだろうということになりましたが、年齢には逆らえないということと、精神的なものは身体に大きく影響するということを実感しました。

異動した学校でやはり、一番ショックを受けたのは、「男女別名簿」だったことです。荒川区も3校混合名簿になっていないということは知っていましたが、まさか私の異動する学校がそうとは夢にも思っていませんでした。一応荒川区も今年の4月から全校混合名簿になったため、管理職が「早く混合名簿に作り直して。この形で入学式とかできない」と言ってその後、しぶしぶと作り直していました。私としては混合名簿になったのはすごくうれしいけど、管理職に言われて作り直す？ということですごくモヤモヤしています。生活指導でも違和感を覚えることが山ほどあります。たとえば、いまだに細かい服装規定があり、月に一度の服装チェックがあるということです。前任校では、男女の服装規定もなくてよいのでは、とまで職員会議で議論されて

いて、規定はできるだけ少なくして生徒たちに考えさせる方向でいこうとしていたので、また逆戻りです。しかし、ここでショックを受けるとまた体調が悪くなりそうなので、一年間様子を見ながら、少しずつ話せる人を探して、できることから変えていきたいと思っています。

先週、再雇用職員部の総会に出て、価値観が共有できる「組合」は本当に大切だなあと感じました。皆さんの中に加わるだけで、正直ほっとします。となると、やはり月一回の再雇用職員部の部会が必要かも。



ひとつ、嬉しいことがありました。前任校の「ヒロシマ修学旅行」で広島市から記念にもらい、3月に植樹した「アオギリの苗木」がなんと葉をつけていました。私の思いが実ったようで嬉しくなりました。卒業した生徒も、時々見に来てくれると嬉しいなあと感じました。

総会感想 「会議はリアルで」

元部長 林 健

久しぶりに顔を合わせての総会となった。それぞれの生の声が聴けたのは、何よりうれしい。確かに、ZOOM などでの WEB 会議は移動に時間をとられることもなく便利ではあるが、なかなかそれでいいという気にはならない。総会や部会で現場の様子を聞くと、もはや「部外者」としては、現場は本当に大変になっているなど、ある意味で「他人事」のように感じてしまう。粘ったらこの春まで再任用ができたわけだが、とてもじゃないが途中で「ギブアップ」していたに違いないと思う。

2022年度再任用・会計年度任用職員部活動計画

(1) 定例常任委員会（東京教組各支部代表世話人）

原則として毎月1回行う 水曜日（PM4：00～5：30）

ニュースの内容検討、各支部の情報交換、活動内容の検討等を行う。

（8月は必要に応じて、臨時会を開催する）

*より多くの支部の参加を求め、各支部の協力を要請する。

(2) 「再任用・会計年度任用職員部ニュース」の発行…毎月1回

内容…再任用・会計年度任用職員として必要な情報、手続きの方法、各種情報、各地区の活動報告、投稿等

定例常任委員会で内容検討後、印刷、帳合、仕分けをする。

→*ニュースは、東京教組ホームページでの閲覧・ダウンロードが可能。

*東京教組ホームページの「東京教組とは」 → 各専門部。

(3) 「再任用・会計年度任用職員部HAND BOOK 2022年度版」の発行・・・8月

(4) 再任用・会計年度任用職員部全員対象のアンケート調査・・・9月から10月

(5) 部員からの相談・制度に関する問い合わせ等への対応

→必要に応じ、本部書記長・支部役員とも連携して対応。制度上の課題については、年度末の都教委要請項目に追加。

(6) 都教委要請行動・・・3月

再任用・会計年度任用職員の勤務・待遇などを要求し、東京教組執行部と共に再任用・会計年度任用職員部として都教委に要請

(7) 再任用・会計年度任用職員部総会、交流会

☆春・・・総会 5月8日(日) 場所 東京教組会議室

☆秋・・・交流会 11月5日(土)を予定 場所 品川区荏原地区

※秋の交流会は、OB・OGの連絡希望者へも参加を呼びかける。

(8) 関連他組織との交流・友好を深める。

「東京都退職教職員協議会(都退教協)」「東京都退職女性教職員の会(退女教)」等と連絡を密に取り、交流・友好を深め、共通な課題には連携して取り組む。

(9) その他、必要な活動(部員からの要望や他組織からの要請等による。)

(10) 常任委員会の日程

6月15日(水) 7月13日(水) 8月以降未定

※時間 午後4時～6時、会場 東京教組会議室。

学校給食の献立に「海軍カレー」？

顧問 水谷 辰夫(八王子)

21木	三番貝ごはん	牛乳 鶏の桑都み焼き 定式幕和え ろくろ車のすまし汁
22金	海軍カレー	牛乳 大根のフレンチサラダ りんごチャツネヨーグルト
25月	中華丼	牛乳 ピリ辛もやし コーンと卵のスープ
26火	わかめごはん	牛乳 厚焼き卵 キャベツのからし和え 豆物(カラオケ)

新学期早々の4月7日。八教組委員長から「中学校給食に『海軍カレー』という献立が書かれています。」とのメールがとどきました。市のホームページなどから調べてみると、4月15日・4月22日(金曜日)の中学校給食献立に「海軍カレー」があり、献立表裏面の「一口コメント」には「★和み献立～神奈川県～★横須賀市には、海上自衛隊の基地があり、「海軍カレー」は日本のカレーのルーツだと言われています。海上自衛隊では、毎週金曜日にカレーを食べる習慣があります。」と記

されていました。この献立は中学校だけではなく、市内の小学校給食でも計画されていることも分かりました。

「自衛隊」や「海軍」を賛美する意識を子どもたちに植え付けることは、絶対に容認できません。ましてや、ロシアの軍隊がウクライナへ侵攻をはじめたこの折、このような献立が学校給食で提供されるということには、どう考えても許されるわけがないと考えました。「戦争への道」はここまで進んでしまったのか。至急撤回させねばと思い、Nさんと市教委に質問と要請に行きました。

私たちは、「海軍カレー」の献立名が「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と書かれた憲法に違反すること、折しも、ロシア・ウクライナ問題が緊迫しており、「子どもたちを戦場にかりたてようとしての献立名なのかと恐ろしく思って来ました。」と要請の理由を話しまし

た。

応対した担当職員は、「以前から『郷土料理』を毎月一県ずつ紹介してきて、4月は神奈川県
の番だった。調べていく中で横須賀市の『海軍カレー』に出会った。横須賀市も勧めているとあ
ったので、これに決めた。」のだが、「今、お聞きしたような気持ちがあることに、配慮すること
なく決めてしまった。(略)給食に『食育』が入ってきたので、その担当には指導課も入ってい
て、『海軍カレー』の献立名についても、指導課に情報提供し、合議し決済をすませている」と
言っていました。

しかし、その4時間後の返答は、大きく変わってきました。「上司と話し合っ
て決めた」という回答では、「原則『海軍カレー』でよい」となり、「ウクライナの状況がある
ので『よこすかの海軍カレー』とする。(略)『海軍カレー』は固有名詞であるから献立名として使
って問題ない。『自衛隊』『海軍』を肯定する考えは、市教委にはない。」というのが回答の要旨とな
っていました。私たちは、「やはり…」という落胆の思いがわいてきました。

当日給食時間の放送では、前述の食育「一口コメント」を引き写したアナウンスがなされ「
今日は金曜日ですね。海上自衛隊では長い航海中に曜日を忘れないように、毎週金曜日はカレーの
日にしているそうです。カレー、サラダ、牛乳、ヨーグルトもしっかり食べて、午後も頑張りま
しょう。」と呼びかけたといえます。有意義な「食育」の実践の例とでも言うのでしょうか。

教職員組合と市民団体がそれぞれ市教委へ要請書や質問書を用意し、『海軍カレー』の問題を
広く市民に知らせ、これまで市が進めてきた「非核・平和都市宣言」を念頭に教育行政を進めて
いくよう要望していくことにしました。要請行動は、給食が提供された後になってしまいました
が、4月26日に八教組代表が、27日には市民8名が八王子市教委へこのような給食献立を実施
すべきではないとの申し入れを行いました。

5月の連休明けに市教育長名での回答があり、「『海軍カレー』は料理名で、神奈川県
の郷土料理として紹介する以外の主旨は一切ございません。」と書かれていました。ただ、私
たちが知っていた「献立名」を決める際の委員会内での検討・協議についての返答はなく、給
食を提供する際の手順だけの回答です。また、市の「非核平和都市宣言」とのかかわりに
ついては、一言も触れられていませんでした。

市民の側では、この回答では不十分であるため、即刻電話で、「教育委員会内
での『合議または決済』の間に、何ら『海軍カレー』との献立名に異論が出なかつたとい
うことですね。」と質すと躊躇なく「はいそうです。」と回答がありました。つまり、委員
会内では『海軍カレー』という言葉に、何も疑念を抱かずに給食を提供していたとい
うことを表明しています。教育に携わる者が、平和宣言を高らかに掲げている市の
教育行政者が、平和とは真逆な「海軍」という言葉に疑念を持つことなく、『海軍
カレー』の学校給食を実施したという現実があります。

一方見方を変えると、こうした出来事に「おかしいぞ？」と声を上げる現場教
職員が極めて少数になっていると思えます。忙しい毎日を強いられ、給食献立表に目
を向けていられない実態が目につかびます。教職員の感覚がマヒさせられている
のです。

まさにこのことは、北村小夜さんの言葉「戦争は教室から始まる」そのままとい
えるでしょう。

「教員免許が失効している場合は、再授与申請手続が必要」と文科省の方針

森谷 憲光 (南部)

今年の5月11日の参議院本会議での改正教育職員免許法の成立で、7月1日より10年毎の免許更新制は無くなりますが、「教員免許を取得した者全員が何等の手続も必要なく自動的に有効期限のない教員免許に移行する」というわけではありません。（*「有効期限のない教員免許」とは、「期限の定めのない有効な教員免許」という意味です）

今年7月1日の施行日時点で、有効な教員免許状の所持者（**休眠状態も含む**）は手続なく、有効期限のない免許状となります。ほとんどの方がこれに該当します。

1955（昭和30）年4月1日以前の生れの者は、2009（平成21）年4月1日までに満55歳を超えているため教員免許更新制の適用除外となっています。

要注意なのは、免許状が失効している方の扱いです。これについて、文科省は次のような内容をホームページに掲載しました。

今年2年7月1日の施行日前に有効期限を超過した教員免許の扱いは、下表のとおりとなります。

旧免許状保持者が、免許状を取得していて教員経験がない場合や教員退職後に教員免許更新講習と更新手続していない場合は「休眠扱い」となり、今年7月1日の時点で、自動的に有効な教員免許保持者になります。

失効した免許状については、都道府県教育委員会等に再授与申請手続を行うことで、有効期限のない免許状の再授与を受けることが可能としています。文科省は、再授与申請手続に必要な書類等は、各教育委員会が定めるとしてはいますが、必要な書類の例示はしています。国会審議の中でも、再授与手続は出来るだけ簡便になるようにと言う配慮を強く求めており、免許状の交付をした都道府県教育委員会等の動向を注視していく必要があります。

また、更新講習や更新手続を怠り、教員免許が失効し教職を失職している場合、再授与申請手続で有効期限のない免許状を受けることは可能ですが、復職等についても都道府県教育委員会等の動向を注視していく必要があります。

詳しくは、文部科学省のホームページの教育職員免許更新制度の廃止に関する情報を閲覧してください。

新旧の別	現職教員	非現職教員 (ペーパーティーチャー等)
新免許状 【2009（平成21）年4月1日以降に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状】	失効	失効
旧免許状 【2009年3月31日以前に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状】	失効	休眠